

I

相談内容連絡票

※様式は千葉県ホームページから

印旛 うつ病連携パス で検索

目的

・相談機関で把握した情報を医療機関と共有することで、相談者が医療機関を受診しやすくなることを目的とする。

留意点

- ・相談の内容を市町担当者が聞きとり、相談内容連絡票へまとめる。
- ・相談者が相談内容連絡票の内容を確認後、自署にてサインをする。
- ・写しを市町でとり保管。原本を相談者へ渡し、医療機関受診を受診した際に医師へ提示し、基本情報として活用していただく。
- ・相談者が受診する医療機関は1次紹介先医療機関もしくはかかりつけ医とする。
- ・必要時、医療機関から市町担当者へ連絡し、連携していく。

II

うつ病連携パス

目的

・かかりつけ医と精神科医との連携を促進し、うつ病患者の早期発見、早期治療につなげることを目的とする。

かかりつけ医～パス利用の留意点～

- ・かかりつけ医はうつ病を疑う患者を診察した場合には、うつ病患者の早期発見、早期治療に結びつけるため、紹介基準例を参考に精神科医へ紹介をする。
- ・紹介目的は、①診断、②専門的な治療、③内服薬の調整、④その他のうち該当するものを選択し、紹介する。

精神科医～逆紹介について～

・症状が安定し、内科的疾患の治療が主となった患者については、逆紹介用のパスを使用し、かかりつけ医へ戻すことができる。

うつ病連携パスの評価について

・うつ病連携パスの運用後の評価方法を今後検討したい。

